## 条 例

埼 玉県 個 人番号  $\mathcal{O}$ 利用等 に関する条例  $\mathcal{O}$ 部を改正する条例をここに公布する。

**令和二年十月十六日** 

埼玉県知事 大 野 元 裕

## 埼玉県条例第四十四号

部 を次の 玉県個 埼玉県個人番号の利用等に関する条例 人番号 ように改正する。  $\mathcal{O}$ 利用等に関する条例 (平成二十七年埼玉県条例第  $\mathcal{O}$ 部 を改 正 す る条 兀 +号)  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 課 程 別 表第 を十三の 程  $\mathcal{O}$ 専攻  $\mathcal{O}$ 専攻科 科  $\mathcal{O}$ を含み、 項 九  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 生徒を含む。 項 中 を、 <u>+</u> 「高等学校等  $\mathcal{O}$ 項を十二の 「生徒等」 ) を加え、 項と  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 下 下 同表中十三の に 「高等学 +(高等学:  $\mathcal{O}$ 項 校  $\mathcal{O}$ 項を十 校及び 及 次 に次 び 中 中 兀  $\mathcal{O}$ 等 ように 教  $\mathcal{O}$ 等教育学校 項とし、 育 学校 加える。  $\mathcal{O}$ の後 後 期

+教育委員会 県 立 支給 に  $\mathcal{O}$ 関する事務 高等学校 の専攻科 で あ 0 (T) T 生徒に対す 規則で定め るも んる修学  $\mathcal{O}$ 支援金

の項と、 課 程 別 表第三 程  $\mathcal{O}$ 専攻科  $\mathcal{O}$ 専攻科の  $\mathcal{O}$ 五. を含み、 五.  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 項の 生徒を含む。 項 中 次に次 を、 高等学校等  $\mathcal{O}$ 「生徒等」 ょ う を加え、 に加える  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 下 下 同表中七の項を八の に に  $\neg$ 「高等学校及 (高等学校及び び 中 項とし、 中等教育学校 等教育学校 六の項を  $\mathcal{O}$ の後 後 期

	六
	教育委員会
<b>支給に関する事務</b>	する修学支援金の専攻科の生徒に対
	知 事
則で定めるもの係情報であって規	生活保護関係情報

附則

この条例は、令和三年六月一日から施行する